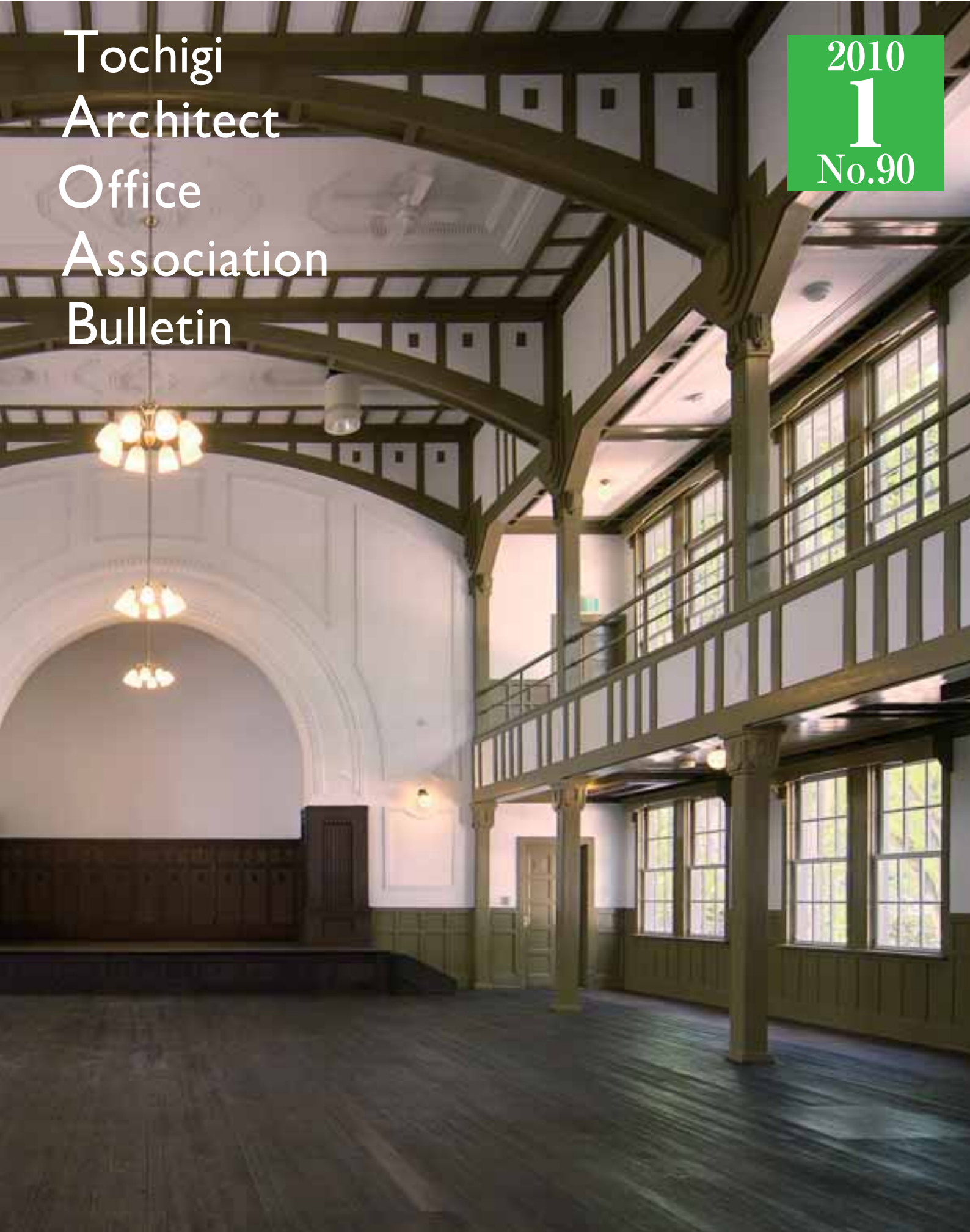


Tochigi  
Architect  
Office  
Association  
Bulletin

2010  
1  
No.90



# TOCHIGI ARCHITECT OFFICE ASSOCIATION BULLETIN

2010/1 No.90 目次

年頭所感	会長 本澤 宗夫	3-4
平成22年 新年知事あいさつ	栃木県知事 福田 富一	5
祝 表彰		6
業界の動き 業務報酬基準の改定について	常務理事 佐々木宏幸	7
「建築設計サポートセンター」		9
管理建築士取得講習		10
新理事抱負	茂木 弘司	10
委員会報告 総務・企画委員会活動について	総務・企画委員会 委員長 田村 哲男	11
委員会活動雑感	経営委員会 委員長 深津 喜一	11
業務運営委員会活動について	業務運営委員会 委員長 小林 基	12
第34回建築士事務所全国大会 愛媛大会 参加について	教育・情報委員会 委員長 渡辺 有規	13
法律シリーズ No.49 スタートした裁判員制度 弁護士法人佐藤貞夫法律事務所 弁護士 橋本弥江子		15-16
税務シリーズ No.16 インフォメーションとインテリジェンス 久保井会計事務所 久保井一臣		17-18
コラム ノンリコース型ローンは実現するのか	広報委員 中村 清隆	19-20
溪流にイワナを求めて	監事 渋江 弘之	21-22
ストックの時代の施設管理とFM	広報委員 大高 宣光	23-24
正会員・賛助会員 入会の案内		25-26
協会日誌 2009.7~2009.12		27-30
建賠保険等調査専門委員会が始動	(有)日事連サービス 中川 孝昭	31-32

## 表紙紹介

### 宇都宮大学講堂



第18回 AP展会長賞 (株)フケタ設計宇都宮大学講堂改修

宇都宮大学講堂は文部技手吉田静の設計管理により大正13年に完成した。内外部意匠の特徴はゼツエッション様式を取り入れた軽快なデザインといわれている。

外壁は下見板貼りペンキ塗り、窓は上げ下げ窓、屋根は瓦葺きで中央部に銅板貼りの換気塔が立っている。内部空間は2層吹き抜けで、主室のステージに向かい左右両側及び後部にギャラリーが廻る明快な計画となっており、壁天井は主に漆喰仕上げで、レリーフによる装飾が施されている。

改修設計にあたっては老朽した部分の更新と構造補強について、小山工業高等専門学校名誉教授である河東義之先生の監修をいただきながら行った。

(株)フケタ設計

取締役設計本部長 佐藤公紀



## 建築士事務所憲章

建築士事務所は、建築や環境が文化の形成に占める重要な意味を認識し、社会の健全な進歩と発展に寄与します。

- 一 誠意をもって設計と監理の業務を遂行し、建築主の期待に応えます。
- 一 健康で快適な生活環境の創造と、安全安心、持続可能で良質な資産の形成を図ります。
- 一 自己研鑽を怠らず、職業倫理を高め、法令遵守と公益の立場に立って最善を尽します。
- 一 設計意図の理解を施工者に求め、公正に工事を監理します。
- 一 互いに信頼を深め、連帯の精神をもって職務を全うします。

平成20年5月

社団法人 栃木県建築士事務所協会

## 年 頭 所 感

社団法人 栃木県建築士事務所協会  
会 長 本 澤 宗 夫



明けましておめでとうございます。  
皆様には、お健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。日頃は、当協会に格別のご指導、ご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成20年11月に施行された改正建築士法により、栃木県建築士事務所協会は、平成21年1月5日をもって設計、監理業務の適正化と建築主の利益の保護を担う団体（建築士法第27条の2）として、法定団体に位置づけられました。

これにより、建築設計に関する苦情処理の業務を行うことが義務づけられ、建築設計に関する職能集団として一層の社会的責任を果たし、自律的な運営を行うなど重要な役割を担うこととなりました。

構造計算書偽造問題に端を発した建築確認の厳格化等による建築着工件数の大幅な減少などの問題は落ち着きを見ましたが、昨年前半から今日まで世界的な金融危機による経済への影響がもろに表れ新規設備投資が中止あるいは延期となるなど、また日本経済全般においても、官需・民需とも停滞し不況の影響が直撃しており大きな社会問題となってまいりました。

これらの影響により私たち建築士事務所をめぐる経営状況は厳しさを増し、まさに死活問題になりつつあるといっても過言ではありません。

さらに、平成20年11月28日付けで改正建築士法が施行され、これらの改正は建築士の資格制度の根幹に係

る重大な意味をなすものであると同時に、建築設計業務に関する事務量も大幅に多くなることとなり対応に苦慮しているのが現情であります

この改正建築士法の改正は、消費者の立場にたった改正でもあり、建築物の安全性及び建築士制度に対する一般の方々の信頼を回復するため、建築士に対する罰則強化、建築士の資質の向上及び高度な専門能力を有する建築士の活用、或いは設計、工事監理業務の適正化など真に安全で安心な建築物の提供が求められることとなりました。

国民の皆様から信頼を得るには、『自己改革と意識改革』を継続的に推進する他はないと思ひ下記の行動を全会員に理解して頂くことが大事かと考えております。

第一に、設計者が自立的に職業倫理を遵守し職責を果たすことによって設計者への信頼が確保される、そのための設計者の資格や設計、監理業務に関する枠組みの再構築、或いは規定の強化充実など、業務基盤の整備こそが優先されるべきであると考えられます。（意識改革）

第二に、私たち建築士事務所は建築の設計、監理業務を独占的に行なう権利が付与されると同時に国民の安心と安全を確保する義務を負っており、そのために求められているものは適正かつ厳正な業務の遂行と職業に対する高い倫理観が私たちに求められます。（自己改革）

こうした現状認識に立って自己改革と意識改革が迫られているものにはどんなものがあるか、

建築士事務所は、今までのしきたりや過去の経歴と  
かに囚われていては駄目であり同じことの繰り返しで  
はなく進化・変化していくことが重要と認識し、結果  
責任を問われる時代の中で、これまでの建築士法を初  
めとする外部条件に多くを依存していた体質を改めて、  
「何ができるか」「何をすべきか」「何をしてはいけない  
のか」を念頭に、真に顧客・社会から期待される建築設

計事務所を目指し自己改革をしていくことが必要であり、  
全会員とともに取り組んでいきたいと考えています。

我々建築士事務所は、落ち込んでいるわけにはいかない、  
この現況化において躊躇している余裕はありません今こそ奮起する  
チャンスであり、新しいことに挑戦する勇気を持ってピンチを  
チャンスに変える決断と行動を起す事により必ずや道は開ける。

## ☆自利利他円満！（本澤の私信）

倫理性のない組織は生き残れない！

建築を愛する心と倫理に美意識を！

自らの理念を追求することは、社会から隔離した  
独り善がりに陥る危険性がある。

純粹に理念をつらぬきながらも絶えず社会を見据え、  
コミュニケーションが必要である。



# 藤井産業株式会社

## 建設資材部

本社 〒321-0905 宇都宮市平出工業団地41-3 TEL (028) 662-6077(代)

小山支店 〒323-0829 小山市雨ヶ谷750番1 TEL (0285) 28-3321(代)

## 平成22年 新年知事あいさつ

栃木県知事  
福田 富一



社団法人栃木県建築士事務所協会会員の皆様、あけましておめでとうございます。

早いもので、私が知事に就任してから5年余が経過いたしました。この間、私は、元気で活力ある“とちぎ”づくりを目指し、対話と協調による県民中心、市町村重視の県政運営を基本として、各種施策を積極的に推進して参りました。

昨年は、当面の最重要課題であります経済・雇用対策に全力で取り組みましたほか、今月中に運用を開始する「ドクターヘリ」の導入など地域医療の確保、通学路の歩道整備や道路の冠水対策、災害時の拠点となる県有施設や県立学校などの耐震化対策など、安全・安心への備えを進めました。また、「有名有力県」への取組といたしまして、そば、あゆ、牛乳など魅力ある地域資源を活用した「食の街道」づくりの推進や、「いちご情報館」の整備などにより“とちぎブランド”の創造と発信に努めて参りましたほか、県民総ぐるみで地球環境の保全に取り組むため、「とちぎ環境立県戦略」を策定するなど、地球と人にやさしい“エコとちぎ”づくりを積極的に推進していくこととしたところであります。

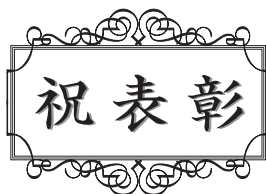
しかしながら、本県経済は、引き続き厳しい状況が続いています。また、申し上げるまでもなく、人口減少社会の到来、経済のグローバル化、高度情報化の進展や地球環境問題の深刻化など、私たちを取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。さらに、本県財政は、財政調整的基金が今年度末には30億円にまで減少し、今後も毎年度300億円を超える財源不足が見込まれるなど、かつて経験したことのない、極めて厳しい

状況にありますほか、「住民に身近な行政は地方で」という考え方のもと、国と地方の役割分担を抜本的に見直す第二期地方分権改革も、まさに正念場を迎えています。

こうした状況にある中で、時代の潮流を的確に捉え、将来をしっかりと見据えた県政運営を行っていくことが極めて重要となって参ります。このため、昨年10月に策定した「とちぎ未来開拓プログラム」に基づき、内部努力の徹底、歳入の確保や行政経費の削減など行財政全般にわたる取組を進め、県政運営の土台となる財政基盤の立て直しを図りますとともに、「平成22年度政策経営基本方針」により、すべての活動の原動力となる「人づくり」を政策の基本に据え、「経済・雇用対策」、「協働による地域づくり」や「安心な地域社会の実現」といった課題に重点的に取り組むなど、事業の選択と集中を図り、最終年度を迎える総合計画「とちぎ元気プラン」の総仕上げを図って参ります。

また、現在、これからの“とちぎ”づくりを推進するため、平成23年度を初年度とする新しい総合計画の策定に取り組んでおりますが、新しい総合計画におきましては、県民の皆様とともに目指すべき“とちぎ”の将来像をしっかりとお示しし、将来に向けて夢と希望を持っていただける“とちぎ”の実現を目指して参りたいと考えておりますので、より一層の御理解と御支援をお願い申し上げます。

年の始めに当たり、私の所信を申し上げますとともに、本年が皆様にとって素晴らしい年となりますことをお祈り申し上げまして、新年のごあいさつといたします。



## 祝 建設事業関係功労者等国土交通大臣表彰

---



本会 副会長

**佐治 則昭** 様が、(社)栃木県建築士事務所協会副会長としての功績により 平成21年7月10日 国土交通大臣 金子一義氏より表彰されました。

## 祝 栃木県建設事業関係功労者表彰

---



本会 常務理事

**佐々木宏幸** 様が、業界の多大な貢献により 平成21年7月17日 栃木県公館大会議室において、功労者表彰を受賞されました。

## 祝 日事連年次功労者表彰

---



本会 理事

**永井 守** 様が、理事としての功績により 平成21年10月9日 日事連愛媛県全国大会において、年次功労者表彰を受賞されました。

### 業務報酬基準の改定について

常務理事 佐々木 宏幸



昨年の1月7日に業務報酬の改定基準（告示第15号）が施行された。なぜ年頭のこの時期の施行かという点、20年11月28日の士法改正と同時に施行する予定だったのがどうしても間に合わず、国土交通省としてはそれであればなんとか年内に纏め、年明けの（告示第1号）となることを狙ったためである。

残念ながら15着でありました。

前告示1206号が今回の改定の30年も前の制定であることから、我々は、手書き図面からCADに変わり法規制の厳密化、審査の厳格化等様々な業務上の変化を被りながらも前告示の報酬基準に甘んじてきたわけですが、それが皮肉なことに犯罪（構造計算書の偽装問題）のおかげで改定することになったわけです。もっとも法規制や審査も合わせて、異常なほど厳格化、重層化されたことは言うまでもないことです。

改定までのプロセスをざっと紹介すると、

平成17年11月の構造計算書偽装問題を踏まえ、18年8月に取りまとめられた社会資本整備審議会答申において従来の業務報酬基準（告示1206号）を見直してはどうかという指摘がなされ、19年の同審議会建築分科会基本制度部会で具体的見直しの方向が定められた。この時の見直しにおいてそのほかに、建築士試験の受験資格の見直し（学歴要件）、講習制度の見直し、構造/設備設計一級建築士の規定、工事監理業務の適正化、設計賠償責任保険の充実等が定められた。これに基づいて早速業務量等の実態調査が実施され、20年中の検討作業を経て昨年1月7日に新告示「告示15号」及び「通知」（建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準）が定められた。

私は、その20年中の検討作業に参加したわけですが、合わせて工事監理のガイドライン作りも同時進行で担当することとなった。その作業は極めて苛酷であり又おもしろいものであったので皆さんに紹介しておきます。

日事連の栃木会が議長を担当していた平成18年の関東甲信越ブロック協議会において、業務報酬基準の見直しのための内容及び実態調査の方法を国土交通省から各団体に検討するように依頼があり、そのワーキングチームを作るとの情報があり、私は興味があったので本澤会長にお願いして、ワーキングチームに加えていただくことになりました。10数回のワーキングを終え無事実態調査が済みワーキング終了と思いきや、国の本委員会に久米設計の岡本会長と2名、日事連代表としてなぜか参加することになった。20年4月10日のキックオフとなった本委員会は重層構造を成しており、業務報酬基準改定委員会（決定会議）、業務報酬基準改定委員会幹事会（検討会議）、同ワーキンググループ会議（作業部隊）、で報酬基準を作り上げていくこととなった。私はワーキンググループ（各団体から1名）6名+国土交通省6名+コンサルタント、事務局8名、計20名に入っていたので全ての会議に出席し総勢約60名の意見集約を図り、日事連の担当委員会に内容報告し、意見のフィードバックをした上、8月8日から始まった工事監理ガイドライン策定委員会での検討内容とリンクさせるという複雑な作業であったため、平成20年は自身の就業日数の約1/3を会議に、又その日数とおそらくほぼ同程度の日数を作業に充てることとなった。作業の具体的内容は実態調査で得られた業務に費やす

作業人・時間数を精査・分析し、各類型の業務人・時間数を表としてまとめること、旧四会連合の約款、業務委託書をもとに我々がなすべき標準的な業務内容及びその成果図書を文書化すること、そして旧告示で書かれなかった追加（告示で業務量が拾われない）的業務を明確に書き示すことであり、又その全ての内容の解説書を作成することも作業に含まれていた。

一連の作業の中で特に重要だと考え実行したことは下記等です。

○追加的業務の内容をできるだけ多く告示本体に書き表すこと。特に積算業務が標準外であることを明確にすること。（実際は洗い出した200程度の追加的業務の内、書き表すことができたのは11項目のみで、あとの業務は参考とされてしまったが、積算業務は、委員会、ワーキング開始当所から国交省官庁営繕部と考えが全く折り合わず、営繕部の「概算工事費算定には、内訳明細書、数量調書等が必要との考え方の撤回に、告示投稿直前までかかったが、最終的には告示本体（別添四-1-七）に追加的業務（標準外業務）として書き表すことができた。

○公共建築物の業務報酬算定に係る依頼度を撤廃させ

ることと内容が整合していること。（設計3会と国交省官庁営繕部、地方自治体で協議する公共建築設計懇談会にて依頼度の撤廃が決定された）

○最重要作業は業務報酬を引き上げること

（中規模建築は引き上げられたが、大規模は下がってしまい、小規模は上がりすぎてしまった印象を、かなり多くの実務者にもたれている）

業務報酬基準（告示15号）の内容は講習会等で示されているので特にふれないこととしますが現在業務報酬基準調査委員会（団体を通さず国土交通省が直接設置）の委員として、告示の普及状態を調査し、告示の上手な使い方を事例集としてまとめているところですが、会員の皆様にも協力していただき告示をより使いやすく、正確でわかりやすいものとする、定期的見直しに繋がることを願って行動しているところです。

最後に平成20年はおそらく私の生涯で最も勉強し知識が得られた年でありました。日事連に推選いただいた本澤会長、そして、本委員会に抜擢いただいた日事連、建築技術教育普及センター、国土交通省住宅局の関係各位に心から感謝いたします。

## 次代の都市づくり・環境づくりを目指して



国土交通省認定 M グレード  
**豊鉄工建設株式会社**

鋼構造物工事・耐震補強鉄骨工事  
〒321-3221 栃木県宇都宮市板戸町 3048-1  
TEL 028-667-1693 FAX 028-667-6479  
yutaka@yutaka-tk.co.jp

国土交通省認定 H グレード  
**氏家工業株式会社**

鋼構造物工事業  
〒321-0403 栃木県宇都宮市下小倉町 3725  
TEL 028-674-3291 FAX 028-674-2895  
kawasaki\_ujiie@syd.odn.ne.jp

# 円滑な構造設計・設備設計のための 「建築設計サポートセンター」

構造設計一級建築士、設備設計一級建築士制度が  
21年5月27日から **スタート**しました!!

## 構造設計関係

- 一級建築士の業務独占にかかる建築物で
- 建築基準法第20号第2号該当の建築物の設計
  - ・木造（高さ13m超、軒高9m超）
  - ・鉄筋コンクリート造（高さ20m超）
  - ・鉄骨鉄筋コンクリート造（高さ20m超）
  - ・鉄骨造（4階建以上、高さ13m超等）
  - ・その他国交大臣が指定したもの

構造設計一級建築士が設計するか又は、構造設計一級建築士による法適合確認が必要

## 設備設計関係

- 階数3以上、かつ床面積 5,000㎡超の建築

設備設計一級建築士の関与（同上）

### その1

構造・設備設計一級建築士が所属している栃木県内の建築士事務所を紹介しています。

（また、全国の資格者名簿も閲覧可能です。）

### その2

指定確認検査機関・適判機関等に対する苦情の受付をしています。

### その3

建築基準法・建築士法等の相談の取次ぎをしています。

（相談窓口の紹介）

## 栃木県建築設計サポートセンター

社団法人 栃木県建築士事務所協会内

栃木県宇都宮市昭和2-5-26

TEL 028-621-3954

## 管理建築士取得講習

### 管理建築士講習は早めに受講しましょう！

平成20年11月28日に施行された新建築士法では、建築士事務所を管理する建築士となるには、建築士として3年以上の設計その他の国土交通省で定める業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う管理建築士講習の課程を修了することとされています。

また、既に管理建築士として業務に従事されている方々についても、管理建築士講習の課程を修了することが必要となっていますが、経過措置として、新建築士法施行日から換算して3年を経過する平成23年11月27日までの間に、管理建築士講習の課程を修了することとされています。

なお、法施工後に建築士事務所の登録更新を行う場合であっても、法施行時に管理建築士として登録されている建築士が引続き同じ建築士事務所において管理建築士となる場合には、当該建築士が、法施行から3年以内に管理建築士講習を受講すればよいこととなります。

### 建築士定期講習は早めに受講しましょう！

平成20年11月28日に施行された新建築士法の規定により、建築士事務所に所属する一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、3年毎に国土交通大臣の登録講習機関が行う、一級建築士定期講習、二級建築士定期講習又は木造建築士定期講習（以下「建築士定期講習」という）を受けることが義務付けされています。なお、経過措置として、現在建築士事務所に所属又は平成24年3月31日までに所属した建築士は、平成24年3月31日までに最初の建築士定期講習を受ければよいこととなります。なお、現在建築士事務所に所属していない建築士の方も建築士定期講習を受講することができ、講習修了後に

に所属した場合は、法定講習の受講として扱われます。

※経過措置の適用期限（平成24年3月31日）が迫ってくると、受講を希望される方が過度に集中し、希望される講習会場での受講が困難になることが予想されます。該当される方はなるべく平成21年度から平成22年度までに受講されますようお願いいたします。

## ■新理事抱負



### 茂木 弘 司

本年度の平成21年度通常総会におきまして新理事として御承認いただきました。

会員歴の浅い私のようなものが理事という大変重要な立場を引き受けさせていただくことは全く予想外のことです。心より恐縮しております。

歴史と伝統のある（社）栃木県建築士事務所協会の一員として会の発展のために御協力させていただきますことは大変ありがたいことですが、まだまだ未熟な自分にとりましてご迷惑をお掛けすることがあるかと思ひ、不安と緊張の日々です。

現在は経営委員会に所属しておりますが、本業務優先型の自分でしたのでなかなか参加させていただくことが出来ませんでした。今後は理事としての自覚を明確にし、委員会活動は勿論のこと協会活動に積極的に参加し微力ながら御協力できればと思ひます。

本澤会長の基本方針のもと、一丸となって積極的な事業を展開している協会会員の皆様の御理解、御協力をいただきながら、務めさせていただきますので何卒宜しくお願い申し上げます。

## 委員会報告

### ■総務・企画委員会活動について

総務・企画委員会

委員長 田村 哲男



新年あけましておめでとうございます。皆様には、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。現在の日本経済及び国政は、時代の大きな変化の中で不安定な状況に陥り、地方においても先行きの不透明な厳しい状況を強いられております。

(社) 栃木県建築士事務所協会並びに会員事務所の皆様におかれましても、昨年の建築士法改正により、設計業務における従来のシステム及び会社組織の根幹に係わるような変革を余儀なくされ、現在も大変ご苦労されていることと思われまます。

平成21年度後期の総務・企画委員会活動ですが、昨年8月の会報にて活動予定を報告させて頂きましたとおり、「賛助会規約」の作成を行ない承認を頂きました。その後、昨年設立されました「栃木県サポートセンター」の設備設計における追加業務の実施に向けた検討課題として、設備設計業務報酬基準(案)の作成を栃木県設備設計事務所協会と協同で当委員会が担当させて頂き、現在最終的な取りまとめ作業を行なっております。

又、平成22年は、「公益法人制度改革」に伴う組織改革など、協会全体として取り組まなければならない事業が控えております。総務・企画委員会としては、どのような時代の変化の中においても社会から信頼される「公益社団法人」を目指して、本年の当委員会の優先案件である「協会定款及び内務規定等の改定」を円滑に遂行していきたいと思っております。

最後になりますが、本年も総務・企画委員会活動に対するご理解並びにご協力の程、宜しく願い申し上げます。

### ■委員会活動雑感

経営委員会

委員長 深津 喜一



「寅歳来福」正・賛助会員の皆様に於かれましては、2010年の初春を健やかに迎えられた事と存じます。

一昨年のリーマンショックに続き、昨年末にはドバイショックと次々に日本経済を取り巻く環境は厳しさを増しています。正にデフレの波と景気低迷の中、皆様方にも奮励努力の真只中と思われまます。

併せて、政権交代と共に主要事業は“ハコモノから人へ”国民目線の政治への転換に対して、結果と評価は後からついてくるものと注視しています。

この度は、本誌の原稿依頼の他、日事連 Argus-eye 今年の年男・年女として～同様の依頼が有り、私個人的にも節目の“人生還暦の寅年”でもあります。

私も本協会委員会活動も早8年となります。理事就任後、微力ながら経営副委員長～教育情報委員長～再び経営委員長として活動展開中です。

特に正会員増強と日事連賠償責任保険加入促進を重点事業に、会員の50%以上と加入率1位奪還を目標に、鳥取県及び群馬県と鎬を削る競争を演じています。

尚、昨年11月に理事を中心に栃木県内行政市町に対して実施された3団体の要望書の中にも業務報酬基準(告示15号)の見直しの他、発注に伴い賠償責任保険加入の条件も併せて要請されております。

又、本委員会では栃木県サポートセンター円滑な追加的業務(設備)推進作業に伴い、サポートセンター+組合で行う一般設備設計業務の図書フォーマット作成と、法適合確認及び保険会社の取り決め事項に担当者5委員を選任し取り組んでおります。

今後本委員会も他の委員会と連携し、創意工夫をもって本協会発展に貢献したいと思っておりますので、皆様の御協力と御支援をお願い申し上げます。

## ■業務運営委員会活動について

業務運営委員会  
委員長 小林

基



業務運営委員会は、2大事業であるAP展と住宅フェアを本年度も無事に終了し、現在小休止しているところでございます。

さて、今回AP展及び住宅フェアとはどのようなイベントなのかご説明したいと思います。

### ・AP展について

毎年7月中旬に開催される建設展に工業経済新聞社のご好意により展示場の一部を提供して頂き会員の作品や県内工業高校、県内大学建築学科、専門学校の作品を約100点程度展示公開して3日間開催しております。

準備は5月ごろより作品募集が始まります、募集の通知発送については、役員及び理事さん事務所の所員さん達にお手伝いを頂き、会員や役所及び学校に発送します。

6月中旬に会員作品がほぼ集まり、展示の準備に入ります、看板や会場備品、役員、理事さんの事務所の女性所員さんの会場受付担当協力など開催に備えます。

7月中旬に平日の3日間にわたり開催となり、前日より委員会及び青年の会を中心に役員、理事事務所の所員さんのお手伝いを頂き展示を行い、3日間で約300~400名の来場者を迎え開催されます。

終了後も準備同様のメンバーにより撤収、作品返却により、AP展打上げとなります。

### ・住宅フェアについて

毎年10月中旬の3日間、金曜日~日曜日にマロニエプラザにて開催される住宅フェアに建築士事務所協会ブースを設け建築相談を3日間、理事の方々に相談員をお願いして開催し、最終日に一般向けセミナーをこれも理事さんに講師をお願いして開催しております。

セミナーは、【木造住宅耐震について】、【安心して家を建てるには】を題材として、毎年40~50名程度の受講者を迎えて行っております。

相談とセミナーの準備は、委員会及び青年の会のメンバーにより、8月ごろより景品選択やポスター作成などから行い多数の入場者を集められる様、検討しております。

後日、相談員さん及び講師の方々を交え打上げ(反省会)を行って終了となります。

会員の皆様には、建築士事務所のPRともなるAP展に出展していただき、業務の発展にご協力頂きたいと思っております。また、いつも役員、理事の皆様には、ご協力を頂きましてありがとうございます、今後もよろしく願いいたします。

業務運営委員会も青年の会の会員が数名増え、若い意見を取り入れ、今後も建築士事務所協会のPR活動等に活躍して行きたいと思っております。

## ■第34回建築士事務所全国大会 愛媛大会 参加について

教育・情報委員会

委員長 渡 辺 有 規



第34回建築士事務所全国大会及び研修旅行のご報告をさせていただきます。昨年、10月9日より11日まで、合計35名で参加を致しました。

10月9日、全国大会においては、栃木県建築士事務所協会の本澤宗夫会長が日本建築士事務所協会の副会長として、開会宣言をされ、式典では、京建築設計事務所 永井守氏が、功労者表彰を受賞されました。

記念講演では、私共は、大会会場である愛媛県県民文化会館の前列中央に陣取り、サグラダ・ファミリアで主任彫刻家をつとめ、九州大学客員教授でもあられる、外尾悦郎氏のお話を聞きました。

松山市内では、道後温泉に宿泊をし、松山城、安藤忠雄氏設計の坂之上の雲ミュージアム、近代洋風建築の粹である、萬翠荘を見学し、その後、国の重要伝統的建造物群保存地区でもある、内子にて町並みを探索いたしました。古い町並みは、懐かしさを感じるあたたかい景色がひろがっておりました。

松山では、昨年11月、12月にNHKのドラマで放映された、『坂の上の雲』の舞台であり、秋山好古、秋山真之、正岡子規の足跡を町全体一つのフィールドミュージアムとして多くの方をお迎えしています。松山らしさを街全体で、市民主体で、歴史を継承しながら取





り組んでいる風情に大変感銘を受けました。松山の人口は51万人とのことで、ちょうど宇都宮市と同じ人口です。美しい松山城を中心に、碁盤の目につながる町並みには、伊予鉄道の環状線、高浜線、郡中線が通っています。歴史と文化・伝統を感じる、落ち着いた雰囲気の中に、広がり豊かさを形成する素晴らしい町でした。

最終日は、40万人都市高松市から、直島へ行ってまいりました。安藤忠雄氏設計の地中美術館、ベネッセハウスミュージアムを見学し、町並みを探索しました。

大変見どころが多く、島全体が、自然と芸術があふれる美術館のようでした。

今回の研修旅行を通し、参加者36名全員が、大変、懇親のはかれる楽しい研修旅行となりました。見学先では、建築に対する意見・想いを熱く語り合い、お互いに共に刺激になるよい機会だったと思います。また、昼も夜も、お酒も含めながら大変盛り上がった宴会続きであったことも付け加えさせていただきます。皆様大変お世話になりました。ありがとうございました。



## ■スタートした裁判員制度

弁護士法人佐藤貞夫法律事務所  
 弁護士 橋本 弥江子

### 1 はじめに

昨年5月21日、裁判員制度がスタートしました。

全国第1号は、8月3日～6日にかけて東京地方裁判所で審理された、殺人事件でした。

記者が次々と入れ替わって、法廷の様子をレポートし、NHKも裁判所からテレビ中継をするなど、大変注目されました。

昨年中に、100件以上の判決が出ており、ようやく報道も落ち着いてきました。今後は、死刑求刑が予想される事件や、「やっていない」と争っている事件など、事件の内容ごとに注目を浴びることになるでしょう。

### 2 栃木県の状況

栃木県第1号は、昨年12月1日～4日にかけて宇都宮地方裁判所で審理された殺人事件でした。

検察官は、被害者の体を何か所も包丁で刺したこと、遺体をため池に捨てた行為などを強く非難し、懲役20年を求刑しました。被害者の中国人男性の妻が法廷で、死刑にして欲しいと涙ながらに語りました。

弁護人は、被告人が被害者から殴られていたこと、包丁を持ち出したときには、パニック状態にあったことなどを訴え、懲役10年の判決を求めました。

判決は、懲役18年でした。

これまでの量刑の感覚からすれば、重いという印象もあります。しかし、4日間の審理・評議を経て出された結論であり、重いという印象は、法曹関係者だけのものであるという見方もできると思います。

栃木県第2号は、2月23日～25日にかけて審理される予定です。

栃木県内では、昨年の7ヶ月強の期間に、約20件の裁判員対象事件が起訴されており、いよいよ今年から、続々と法廷が開かれることとなります。

### 3 どんな事件が審理されるのか

全ての刑事事件が裁判員裁判の対象となる訳ではありません。

平成20年度は、全国の第一審裁判所で審理された刑事事件の数は、93,566件にのぼります。そのうち、裁判員裁判の対象となる種類の犯罪事件は、2,324件であり、全体の約2.5%です。

国民の常識を反映させるという制度の趣旨から、社会の関心の高い事件が望ましいとされ、死刑又は無期懲役になる可能性のある犯罪や何らかの故意行為から人を死亡させた犯罪が対象事件とされました。前者の例では、殺人、現住建造物放火、強盗致死傷、強姦致死傷など、後者の例では、傷害致死、危険運転致死などがあります。

### 4 裁判員に選ばれるまで

毎年、秋ころに、各裁判所ごとに、管内の市町村の選挙管理委員会がくじで選んで作成した名簿をもとに、翌年の裁判員候補者名簿を作成します。

今年度、栃木県では、6,200人が名簿の登録されました。

その中から、司法関係者など職業上、裁判員になる資格のないひとが除かれ、また、学生や年齢70歳以上のひとの辞退が認められたりして、名簿上の人数が減っていきます。

その後、いよいよ、特定の事件での呼び出しが行われ、裁判員候補者は、裁判所に向向くこととなります。

出頭しないと、過料10万円という行政罰を科されることになっています。

辞退が認められるには、仕事が忙しいというだけでは足りません。「事業における重要な用務があって、自らこれに従事しなければ著しい損害が生じるか」という観点から、裁判所は辞退を認めるかを判断します。

### 5 裁判員は何をするのか

法廷で、裁判官と一緒に法壇の上に並び、検察官や弁護人が提出する証拠を見たり、証人や被告人の話を聞きます。これまでの裁判では、傍聴席に座っていても、検察官や弁護人がどんなことを言っているのか、

何の手続をしているのか、さっぱり分からないという状況が続いていました。しかし、裁判員に理解してもらうために、検察官も弁護人も難しい専門用語を避けて、分かりやすい訴訟活動を行うようになりました。

法廷での審理が終わったら、いよいよ評議です。被告人が犯罪を犯したのは間違いないといえるか、を話し合っただけで決めることになります。過去に何があったのか、証拠や常識を使って判断することは、私たちが日常的に行っていることです。子どもの兄弟げんかです。どちらが嘘をついているか、ギャバクラのマッチを道で拾ったというご主人の言い分は本当か、私たちは、日々、こうした判断を迫られているはず。ですから、裁判官でなければ、できないということはありません。

有罪の場合には、どのような刑罰を与えるべきかについても、判断することになります。

## 6 守秘義務とは

判決が終わったあとも、評議において、結論が何対何だったか、誰がどんな意見を言ったか、と公にする

ことは禁じられています。違反した場合、6ヶ月以下の懲役又は、50万円以下の罰金に処せられる可能性があります。

評議が秘密にされてこそ、裁判への信頼が維持されるという考えから厳しい守秘義務が設けられています。

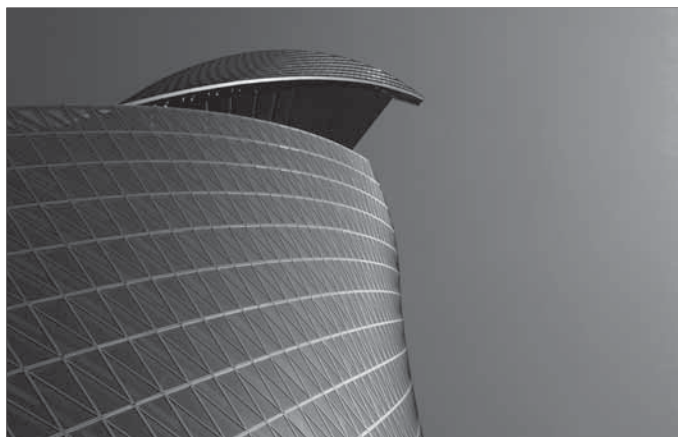
しかし、十分に議論は行われたのか、裁判官が裁判員を誘導していないか、評議をチェックできること、そのチェックを通った評議こそが本当に市民の信頼を寄せられた裁判といえると思います。その点では、現在の守秘義務は重すぎるといわざるを得ません。早期改善が必要です。

## 7

これまで何をしているか分からなかった法廷が裁判員裁判のスタートによって変わりました。聞いて見て分かる裁判が始まりました。

犯罪は社会の歪みが現れる場面です。マスコミを通じてではなく、多くの方が直接、見聞きすることは、きっと社会の発展に役立つと思います。

裁判員候補者に選ばれなかった方も、一度、裁判員裁判の法廷に足を運ばれることをお勧めします。



より美しく高次元な空間へ。

YKK AP株式会社

関東ビル建材統括支店 宇都宮支店  
〒320-0855 栃木県宇都宮市上欠町349-1  
TEL.028-658-7606 FAX.028-659-0293  
www.ykkap.co.jp/search-b

YKK  
AP

## ■ インフォメーションとインテリジェンス

久保井会計事務所  
久保井 一 臣

### 1. 情報社会

人類は、その文明の歴史の中で、三種類の革命的体験をしているといわれる。第一は「農業革命」（労働集約型の社会）、第二は「産業革命」（技術集約型の社会）、第三は「情報革命」（知識集約型の産業社会）で、現代はコンピューターの発達を象徴する「情報社会」に突入している。

日本では、1960年代半ば頃（昭和40年頃）から、「情報産業」育成のための施策が行われ、コンピューターの利用が普及し、今日では「IT」（information technology、情報技術）という言葉が頻繁に使われ、コンピューター無しの世界は考えられないまでになっている。国も企業も個人も、「情報化」という言葉のもとに、データの電子情報化（電子記憶化と電子処理化（加工、通信））に邁進している。企業は、最新のコンピューターを導入し、高度な企業情報システムを構築して、情報を多面的に活用している。

### 2. 「情報」とは

彼を知り、己を知れば百戦殆うからず。

彼を知らず、己を知らざれば、戦う毎に必ず殆うし  
（孫子 謀攻篇）

「情報」が重要なことは、誰もが認める。しかし、「情報」の本当に意味するところが日本では深く認識されていない。

先ず、日本においては、「情報」という言葉の意味が曖昧であり、混乱が生じている。それは、日本語の「情報」が、「あることがらについての知らせ」と「判断を下したり行動を起こしたりするために必要な知識」の二つの意味を含んでいるためである。英米ではこの二つを明確に分ける。「あることがらについての知らせ」を「インフォメーション」（information）、「判断を下した

り行動を起こしたりするために必要な知識」を「インテリジェンス」（intelligence）という。逆にいうと、informationもintelligenceもともに日本語では「情報」と訳されてしまう。

英米では、「情報」に関し、一般的に次のように考える。

先ず、「情報を収集・加工し、判断する部門」と「情報を活用して政策立案を行う部門」が存在する。

「情報を収集・加工し、判断する部門」は、可能な限り多くの正確な「第一次資料」（データ、data）を集め、この資料類を慎重に取捨選択し、「第二次資料」（インフォメーション、information）を作る。次に、これを合理的判断のもとに総合し、ある目的に供し得る「第三次資料」（インテリジェンス、intelligence）を作成する。

「情報を活用して政策立案を行う部門」は、先の部門から提出された「第三次資料」（インテリジェンス）を判断基準にして、自己の目的達成のための方針・方向を案出する。

そして、以上のすべての段階において、情報の漏洩を防ぐことが重要視される。

### 3. インテリジェンス・サイクル

日本において「情報」と一括されている言葉の内容は、

- ①事実の断片である「データ」
- ②データを集計して知識化した「インフォメーション」
- ③データ、インフォメーションに価値判断を加えた「インテリジェンス」

に分けることができる。

ここで重要なことは、データ、インフォメーションは、インテリジェンスのためにあることにある。すなわち、「インテリジェンス」とは、あることがらについ

での知らせ（インフォメーション）をもとにして、判断や行動のために作られた知識のことをいう。インテリジェンスは情報の核であり、ただ漫然とインフォメーションを収集しても作成できるものではない。

企業を例にとって見てみよう。

- (a) 企業のトップは、企業が利益を得る、あるいは不利益を被らないための判断・行動をするために必要な情報要求を企業の情報部門に提示する。
- (b) これを受けて企業の情報部門は、必要とされる情報に関する収集の方針・計画を立てる。
- (c) その方針・計画のもとにデータを収集する。
- (d) 集められたデータは、情報分析に使いやすいように処理・加工され、インフォメーションとなる。
- (e) インフォメーションは、統合・分析・評価・解釈というプロセスをへてインテリジェンスに変えられる。
- (f) インテリジェンスは、適切なタイミング・方途で、企業のトップに配付・伝達・報告されなければならない。
- (g) 企業のトップが更に「知りたい情報」を欲する場合には、企業の情報部門に情報要求を提示して、サイクルが回っていくことになる。

以上を「インテリジェンス・サイクル」(intelligence cycle) という。

重要なことは、情報の漏洩を防ぐことであり、情報保全問題は喫緊の課題である。

#### 4. 「情報」にかかわる人間の問題

以上、情報のサイクルを見ていくと、すべての段階において、その段階に最も適当な人材が必要とされ、情報にかかわる「人間の質」の問題が重要であることに気付く。国家・企業等の組織（個人はすべての段階を一人で行う）は、各段階に最適任の人材を採用・発掘・教育しなければならない。

最も重要なことは、インテリジェンスを活用すべき組織のトップに最も相応しい人材を得ることにある。

日本の組織のトップは、往々にして、

- 自分の物差しで情報を判断する
- 情報分析に希望的観測を交え、自分の願望を重視

する

- 自分に都合の悪い情報は無視する
- 部下が悪い情報を持ってきた時に、不機嫌な態度を示す（その結果、部下は悪い情報を隠し、トップが喜ぶ情報のみを知らせる。トップは裸の王様となる。）

傾向があるといわれる。

しかし、悪い情報にこそ真実があるから、悪い情報を隠してはならない。

現代では、インターネット等の利用により、膨大なデータの蓄積が可能であるが、逆に、データの洪水状態の中で、本来の目的が見失われる事態に陥る傾向がある。

分析・評価・判断が情報の本質であり、インテリジェンスこそが情報の核である。そして、情報はすべて疑ってかからねばならない。

最終的に、情報を利用する者（組織のトップ等）の全能力・人間力が試されることになる。日本はかつて英米との戦争において、物量の戦いととも情報戦の戦いにも完敗した。日本人ほど情報に向かない者はいないともいわれている。日本は再び「情報の真の意味」を理解せずに、情報をめぐる戦いに敗れようとしているのであろうか。

現代の「情報社会」では、インテリジェンスの良否、組織のトップの能力の有無が、組織そのものの盛衰を決定していくことになる。それは、国でも個人でも同様である。

司令官にとって、最も大切なことは、5%の重要な情報を95%のどうでもよい情報より見分けることだ (Douglas MacArthur)

#### 参考文献 .....

##### 『情報敗戦』

谷光太郎著 ピアソン・エデュケーション 平成11年  
『インテリジェンスの歴史』

北岡元著 慶應義塾大学出版会 平成18年  
「認知心理学で考えるインテリジェンス」

黒井文太郎 「軍事研究」誌 平成21年1月号

# コラム

## ノンリコース型ローンは実現するのか

広報委員 中村 清隆

### サブプライムローン問題で見えてきた 日米住宅ローンの違い

リーマンショックで一気にバブルがはじけた米国。サブプライムローン（信用力の低い個人向け住宅融資）を払えずに、家を銀行に差し押さえられて途方に暮れる住民のニュースが、テレビで何度も紹介された。欧米の住宅は、竣工されてから使い込まれていくにつれ資産価値がアップしていく。住宅ローンは、建物だけ担保に入れば用が足り、ローンが払えなくなった場合は住宅を手放せば責任を免れる。これがノンリコース型ローン（借り主責任限定型）です。

一方、日本の住宅ローンは、リコース型ローン。ローンが払えない場合、家が差し押さえになり競売に出され、借り入れ残高より低い価格で売却された場合、差額を借り主が負担する義務が生じる。負担できない場合は、連帯保証人が借り主と同じ義務を負う。米国の住宅購入の仕組みは、日本以外の先進国のひな形となり普及していきました。

なぜ、日本はノンリコース型ローンに移行しなかったのだろうか。政府の銀行保護？ 政権交代した民主党のマニフェストには、住宅政策で「ノンリコース型ローンの普及を促進」を謳っています。現実問題実現可能なのだろうか。

### 米国にノンリコース型ローンが生まれた背景は？

今から82年前の1928年、米国ニュージャージー州のラドバーン地区で大プロジェクトが着手された。

あの有名なラドバーンの街。ラドバーンはそれ以前の米国の住宅システムを転換する転機ともなった。

まず、通常賃貸によっていた住宅供給を持ち家に。通常5年延べ払いが20年の長期ローンにして購入しやすくした。そして、通常リコース型ローンであったものをノンリコース型ローンに転換した点。

このシステム大転換は、1929年の世界大恐慌への対策として、ニューデール政策の一環として行われた。良質な住宅供給と、失業対策と、需要喚起を同時に満足させて、大不況を住宅購入システム転換に利用したのだ。当時米国には、「建築基準法」「建築士法」「建設業法」の3法が存在していた。この3法がないと、政策転換しようにもコントロールできないのでしょ。3法が日本に登場するのは、20数年後の「戦後」になってからでした。

### 日本の住宅政策の転機は？

ポツダム宣言受諾よりサンフランシスコ講話条約までの6年間、日本はGHQの占領下に置かれた。建築基準法・建築士法・建設業法も占領下で制定されたものである。

ところで、当時米国ではすでに先進国のひな形となっているノンリコース型ローンが定着していたのである。米国は日本にこのシステムを紹介できなかったのだろうか。まずは3法が定着してからでないといけないことだったのだろうか。ノンリコース型ローンが普及のスケジュールに乗っていたなら、日本の住宅事情も変わっていたと思うのですが。

### 民主党のマニフェスト

- リフォームを最重点に位置づけ、バリアフリー改修、耐震補強改修、太陽光パネルや断熱材設置などの省エネ改修工事を支援する。
- 建築基準法などの関係法令の抜本的見直し、住宅建設に関連する資格・許認可の整理・簡素化等、必要な予算を地方自治体に一括交付する。
- 正しく鑑定できる人（ホームインスペクター）の育成、施行現場記録の取引時の添付を推進する。
- 多様な賃貸住宅を整備するため、家賃補助や所得控除などの支援制度を創設する。
- 定期借家制度普及の推進する。ノンリコース（不遡及）型ローンの普及を促進する。土地の価値のみでなされているリバースモーゲージ

（住宅担保貸付）を利用しやすくする。

- 木材住宅産業を「地域資源活用型産業」の柱とし、推進する。伝統工法を継承する技術者、健全な地場の建設・建築産業を育成する。

### ラドバーンシステム

すべて個人所有向け販売を目的にした分譲地で、車社会の到来を予測して歩車道分離にし、クルドサックと呼ばれる袋小路手法をとって突き当たりは消防車がUターンできる広い円形広場になっている。住宅敷地はネットフェンスを禁止して植栽にする。強力な管理組合が住民協定を維持している。ラドバーン地区は長い年月とともに、街路樹の成長と共に成熟された豊かな住環境を保っている。

### ノンリコース型ローンになるとどうなる？

野村総研のリチャード・クー氏が、その著書『日本経済を襲う二つの波』で、日本の住宅システムについて述べている。「日本の住宅の資産価値は1年で20兆円消えていく。評価がアメリカと同じならば、1年で20兆円の資産が残る。」という。貨幣価値をざっくり同じと仮定して、10年で200兆円、50年で1000兆円となり、日本人は大きな資産を持って豊かに暮らせることになる。何で日本人はこんなに良く働くのに豊かさを感じられないのか疑問だったが、この辺に原因があるのだろうか。

アメリカの住宅ローンは、「住宅は建てた時から資産が上がるもの」という前提で住宅を担保にローンを組む。この前提が崩れたから大変な不況を引き起こしたわけだが、日本は15年で新築住宅の資産価値が0になってローンだけが残る。貯蓄がなければ不安、対して住宅が「耐久消費財」から「資産」になれば住宅が貯蓄代わりになる。お金を他に回すことができれば、生活に潤いが生まれ、豊かさを感じる、という循環になるはず。

### 住宅は資産になるのか？

日本の住宅は、戦後の供給優先の時代から度重なる法改正でグレードは格段とアップしている。平成8年の建設白書で、『(住み替えが少ない理由) 日本の住宅の寿命は、建築時期別のストック統計から試算してみると、過去5年間に除却されたものの平均で約26年、現存住宅の「平均年齢」は約16年と推測されるが、アメリカの住宅については、「平均寿命」が約44年、「平均年齢」が約23年、イギリスの住宅に

ついては、「平均寿命」が約75年、「平均年齢」が約48年と推測され、日本の住宅のライフサイクルは非常に短いものとなっている。』とある。

平成16年の同じ統計では、日本30年、アメリカ55年、イギリス77年(長期優良住宅資料)となっていて、年々寿命は延びていることがわかる。木造耐震診断の対象となる昭和56年の建築基準法改正からまだ29年しか経過していないので、今後統計的に伸び続けると思われる。

長期優良住宅の普及と、中古住宅の正しい資産評価制度が定着して、住宅のローン残高と資産評価が同等以上になれば、ノンリコース型ローン導入が可能になる。または思い切って、景気対策で導入する手もあると思う。

### なぜ日本の住宅システムは他の先進国より遅れをとったのか？

なぜ日本の住宅が先進国のそれよりも寿命が短いのかという疑問だが、何点か理由は思いつく。一つに戦後の早急な住宅供給に追われたため、二つ目に地震多発地帯のため。三つ目に戦前から現在に至る建築士が、大型物件の研究・開発・受注に注力して、住宅の将来を考えたり研究する優秀な建築士が不足していたこと。四つ目に災害の多い日本において、日本人の建物や物に対する信頼度が元々低く、長い間DNAにすり込まれていたこと。一と二はよく言われてきたことだが、私は三と四の要因が大きいと思っている。皆さんはどう思われますか？

#### 占領下に施行された主な法律

昭和20年9月2日 ポツダム宣言受諾(占領下に置かれる)  
昭和22年5月3日 日本国憲法施行  
昭和22年3月31日 教育基本法施行  
昭和24年1月1日 刑事訴訟法施行

昭和25年5月24日制定 建築基準法・建築士法・建設業法  
昭和25年11月23日施行

昭和26年9月8日 サンフランシスコ講和条約(占領解除)



H19.7.16 壊滅的打撃を受けた柏崎市商店街



廃墟と化した商店街で唯一緑紙を貼られて営業している居酒屋。平成12年新基準以降にできたこの建物は地震に強かった。

## コラム

## 溪流にイワナを求めて

監事 渋江 弘之

溪流釣りを始めたのは、14年の春からです。今年で8年目になります。今ではすっかりイワナにはまっています。

それまでは趣味がなくて、これではいけないと思い、友人が熱心に進めてくれた事もありさっそくに溪流釣り用品を一式買いそろえました。なにしろ子どものころに少しばかり、釣りをしただけです。本当の初心者です。

始まりは、地元の鹿沼の清流といわれる西大芦川に入りました。特設釣り場というもので、養殖もののヤマメ、イワナを放流するものから、天然の釣り堀のようなものです。

釣り人が沢山いるので、早く釣らなければ、魚がいなくなってしまうのです。

なにしろ初めてなので、あせればあせるほどに釣り針が着ているチョッキや手袋に引っ掛かってしまったり、又、釣れたヤマメがうまくタモに入らずに自分の廻りをグルグル廻ってしまったりの連続でした。でも最初にヤマメ7尾を

あげたので気分を良くして、この年は5回程やりました。2年目を過ぎたころより、この釣りは自分が求めていた溪流釣りとは何かちがうなと思い始めました。

この年に、ある師匠に出会いまして、初めて山奥に入りました。4WD車ジムニーで林道の行ける所まで走ってから今度は歩いてやぶをかき分けて川に入ります。本流に流れ込んでいるかくれ沢のような川です。だれも人が入っていないので、さっそくにさおを入れて2~3分位にて、25cmのイワナが釣れました。

これだ、このイワナだ。心臓の高鳴りをいまでもはっきりと覚えています。

この引き、この手ごたえだ。

この魚体の斑点、この色つやの輝き、これこそ私の追い求めていた夢にまでみた本物の天然イワナだと。





廻りには6月の新緑、みどりにひかり輝くコケむした岩や石、真白にすきとおった水、咲きみだれている小さな花、耳にこち良い流音、キラキラと光る水面、天をあおぐと木もれ日が差し込んでいる。溪流釣りは、上流へと釣り上がって行きます。

初夏明るくなる4時頃にはもう川に降りています。これから10時間位をずっと、川を登ります。ザックをせおって中身は1日分のおにぎりと飲料水と甘いもの、右手に6mのサオを持って。川の中へ、石から石へと釣りあがる。又、釣れた。これは10cm以下なので放流する。来年の為に、イワナと遊んでもらう為にもマナーは守らなくては。

最近は釣人が多数いてイワナが減っているようです。毎回釣れる訳ではなくて、1日中やっても1~2尾という事もあります。

こういう時には、川の流れを聞いて、マイナスイオンオゾンをつぶり吸って昼寝をきめます。

とにかくだれも居ない沢ですから。鹿、リス、テン、日本かもしかにも数回となくあっています。熊も1回だけ遠く30m離れてましたが、あつてしまいました。さすがにあわてまして、ゆっくりと後進するしかありませんでした。

県内では、三依、川俣、塩原に、県外では、福島、山形県小国町へと一番遠い所では宮城県の山奥です。

ここではテントを張って、寝袋にて2泊3日の釣りざんまいです。おまけにチタケもとれて、おみやげには最高でした。

満天の星空はすばらしいものです。

とにかく山に溪流に入ると、日常の事はすべて忘れて、ただひたすらに釣りを楽しむという事が私の趣味であり、ストレス解消になっています。

早く春が来る事を、釣りキチ三平君ともどもにワクワクして待っています。

# コラム

## ストックの時代の施設管理とFM

広報委員 大高 宣光

### 人・物・金・情報の管理と組織

人・物・金・情報それに時間を加えた五つの要素が経営資産と呼ばれる事は誰もが知るところです。官民を問わずこのマネジメントが正に経営であるとされています。そこにはそれぞれにマネジメントの専門責任組織があり、業務に当たっている訳ですが、「物」の中でも皆様に特に関係が深い土地と建物についてはどうでしょう。

大量建設時代、事業ニーズの「器」である建物は効率的な新築を進める為、ニーズの要求部門ごとに権限が与えられ建設が進められてきました。いわゆる縦割り組織の権限で進められてきた新築工事が、高まるニーズへの最良な解決策でした。そして今、その組織・権限のまま建物と土地の保守管理が行われている。これが実態ではないでしょうか。

欧米と違い過去日本では、建物の建て替え周期が極めて短いサイクルで繰り返されてきました。しかし成熟社会の到来とともに、近年百年住宅という言葉も聞かれるようになり、新たな建設投資をせずとも良質な建築の維持保全がテーマとなりつつあります。既に論議が始まっている「建築基本法」についても、この取り組みの必要性が取り上げられている事はご存知の通りです。

### 施設管理の可視化

それでは「人」も「金」も「情報」も経営判断材料が的確に提供されているとして、「物」特に建物についてはどうでしょう。18年前のNTTファシリティーズ創立以来、SONY、NEC

等の名だたる設備産業が社名にファシリティマネジメント（FM）を冠した子会社を持ち、大手ゼネコンにもFM推進部門ができ、経営に資する施設管理の在り方を模索してきました。民間企業に於けるFMのテーマは実に明確です。所有する土地と建物について、最も効果的に経営資産としての効率化を上げる事であり、その為の管理データを保持し、その時々々の経営方針に基づき分析・評価を行う事です。

それでは地方自治体の場合はどうでしょう。既に多くの施設が30年から40年の築年数を迎え老朽化が進む中、かつては住民サービスとしての様々な施設が完備している町が住み良い町でした。しかしその住み良い町こそが、これからは老朽化する施設を維持する為の経費に税金が消え、本来の行政サービスさえおぼつかない、住みにくい町になりかねないのが現状です。行政コストの開示が進む中、現在の住民サービスを維持するためにかかっている費用を、施設の再取得価格、光熱水費、減価償却費、適正な修繕費、人件費まで含めたトータルの経費として開示し、全ての縦割り組織の建物について、横串を刺す統一基準のデータベースとして開示する事が、今地方自治体に急務とされています。

大手設備産業各社は既にFMに着手している所が多い中、本格的にFMに着手している県内の自治体は残念ながらまだありません。

### FMデータベースの作成

既にFMを導入し大きな成果を上げている東京都武蔵野市では、FM着手前の建物関係修繕予算が年間3千万円規模であったものが、現在は3億円にまで拡大し、老朽化を食い止め、更には長寿

命化と住民サービスの維持向上に努めていますし、千葉県佐倉市のFM担当部門は、厳しい地方財政の中での新たな取り組みとして、昨年新聞やNHKニュースでも取り上げられました。

しかしこのFMの成果を上げるために不可欠なFMデータベースの作成には、相当の時間と費用が必要になります。この分野では先端を行く東京都でも、基礎となるFMデータベース作りに3年程度を要し、筆者が携わったNTTグループのデータベース構築も同様に3年を要しました。

このデータベース作りの中で外注される事が多い業務は、現況調査と現況図の作成です。この調査は建築概要のデータだけで無く、地域環境からユニバーサルデザインへの取り組み等までの広範囲にわたり、固定資産簿に基づき、棟別の付き合い合わせ作業が必要になります。しかし固定資産税も、減価償却費も縁が無かった行政の建物では、記載内容と現場が合致しない事が多く、そもそも外注委託の基礎資料が整わないところが出るほどです。

某会社が民営化に向けてCADデータベース作成を外注した際、やはり最も手間がかかった部分がこの付き合い合わせ作業であり、時には現況確認が図面作成に追いつかない場面も出たとの話を聞いています。また、先日ある県のFM担当者から、「この外注作業の仕分けも外注を考えているが、任せられる設計事務所が県内にはおらず、データベースに着手ができずに困っている」との話がありました。

ここで言う「任せられる設計事務所」とは、そもそもFMの概念を理解し、これから取りかかろうとしているFMデータベースの構造を理

解し、このデータベースの管理体系上で管理できるデータとして現況調査データやCADデータを作成・納品出来る事務所と言う事になります。

データベースの怖い所は、管理データの項目の一つでも信頼性が低いデータが含まれていた場合、このデータベースから導き出された分析結果の信頼性も、この低い信頼性に引きずられてしまうところです。このため施設管理の基礎となるFMデータベースの信頼性を確保するためには、この付き合い合わせ作業が大変重要になります。データベース完成後はこのデータを基に、清掃委託費から計画修繕、利活用案件の検討から防災計画まで、様々な資料の算出根拠となります。

#### 事業継続計画（BCP）とFM

事業の遂行にとって、BCPは官民を問わずに経営の重要なテーマです。そして施設管理の面からこのBCPをサポートするのが、ファシリティマネジャーの役割となります。ファシリティマネジャーはFMデータベースを駆使し、経営判断に必要な資料を提供する重要な役割を担います。欧米の設備産業でファシリティマネジャーが経営の重要なポストに就いているのはこのためです。

従来型の施設管理組織からFMの体制に移行するためには、財務と直結した管理体制が必要となりますが、従来組織からの反発も強く、先行した青森県の場合では共通のコンセンサスを得るための勉強会が何度も開かれました。

これからのストックの時代、「故障・修繕」の体制からFM手法を取り入れた「予防保全」の体制に移行し、良い建物、良い社会資産を良好な維持管理の下で、大切に長く使い続ける事が益々大切になってきます。

## ■正会員 入会の案内

氏名	福田 保男 (ふくだ やすお)
事務所名	七浦建設 株式会社 建築設計事務所
所在地	〒324-0021 大田原市若草2-1059-1
電話番号	0287-23-5477
F A X	0287-23-6999
管理建築士	1級第241361号 阿久津 雅之
事務所登録	(A)1847号



初めまして、大田原市で総合建設業を営んでおります、七浦建設株式会社です。今年で、創業103周年を迎えます。

このたび、協会に入会できましたことを、本当にうれしく思います。

地域に密着し、社会貢献できる仕事をして参りたいと思います。諸先輩方々の御指導のもと、努力していく所存でおりますので、どうぞ宜しく御願ひ致します。

氏名	堀 哲也 (ほり てつや)
事務所名	堀哲也 建築設計事務所
所在地	〒321-3232 宇都宮市氷室町1631-28
電話番号	028-666-7641
F A X	028-666-7641
管理建築士	1級第275413号 堀 哲也
事務所登録	(A)3244号



はじめまして。昨年9月事務所を開設し、この度入会させていただきました。

一設計士・一設計事務所として、業務に精励してまいる所存です。又、個人の小さな事務所ではありますが、事務所協会の更なる発展に微力ながら尽力できればと思います。

今後、ご指導・ご鞭撻賜りますよう、何卒宜しく御願ひ申し上げます。

氏名	石川 實 (いしかわみのる)
事務所名	有限会社 石川建築構造設計事務所
所在地	〒329-1104 宇都宮市下岡本町2507-3豊島ビル202号
電話番号	028-673-6865
F A X	028-673-6865
管理建築士	1級第115566号 石川 實
事務所登録	(A)第2072号



この不況の嵐はいつまでつづくのでしょうか。大海に浮かぶ小舟のようです。いまだ光明が見えません。

皆様の一声がはげみです。よろしく御願ひします。

氏名	菊池 洋子 (きくち ようこ)
事務所名	有限会社 東石商事 一級建築士事務所
所在地	〒320-0864 宇都宮市住吉町19-14
電話番号	028-639-5761
F A X	028-639-5762
管理建築士	1級第106688号 川岸 祥昭
事務所登録	(A)3250号



このたび新しく栃木県建築士事務所協会に加入させて頂きました。

厳しい社会状況の中、新しく開設しましたので皆様方のご指導 ご協力を宜しく御願ひ致します。

氏名	大須賀 信人 (おおすが のぶひと)
事務所名	艸 設計房 (そう せつけいしつ)
所在地	〒321-2344 日光市猪倉926-94
電話番号	0288-26-9744
F A X	0288-26-9744
管理建築士	1級第210260号 大須賀 信人 構造設計1級 第30号
事務所登録	(A)3234号

氏名	高階 哲夫 (たかしな てつお)
事務所名	株式会社 榴総合設計 一級建築士事務所
所在地	〒323-0022 小山市駅東通り1-34-8
電話番号	0285-23-8007
F A X	0285-23-8168
管理建築士	1級第96682号 高階 哲夫
事務所登録	(A)1743号

■ 賛助会員 入会の案内

株式会社 優学舎	
代表取締役	渋江 英樹
住所	〒324-0056 大田原市大田原中央2-12-4
T E L	0287-53-7150
F A X	0287-53-7151
建造物解体工事・産業廃棄物収集運搬 アスベスト・ダイオキシン調査及び除去・耐震調査	

ランドスタイル 株式会社	
代表取締役	松村 秀治
住所	〒327-0316 佐野市小見町630-6
T E L	0283-61-1655
F A X	0283-61-1656
地盤・地質調査・土質調査・地盤補強工事・地震対策 土壌汚染調査・不同沈下修正工法・地盤保証取次代行	

柴産業 株式会社 大平工場	
代表取締役	柴 友良
住所	〒329-4411 下都賀郡大平町大字横堀字 みずほ1-1(大平みずほ企業団地内)
T E L	0282-43-9820
F A X	0282-43-9821
住宅部材 (構造材・ハガラ・プレカット・壁パネル・床パネル)	

株式会社 富士ピー・エス 関東支店	
関東支店長	深谷 浩史
住所	〒136-0071 東京都江東区亀戸2-26-10立花亀戸ビル
T E L	03-5858-3175
F A X	03-5858-3177
既設建築物耐震補強工法の設計施工 プレストレストコンクリート構造物・プレキャストコンクリート 建築物の設計施工・プレキャストコンクリート製品の製造販売	

夢を、人生をカタチにする

自分史を出版してみませんか

株式会社 松井ピ・テ・オ・印刷

〒321-0904 栃木県宇都宮市陽東五丁目9番21号  
TEL 028-662-2511 FAX 028-662-4278  
URL <http://www.pto.co.jp/pto/> E-mail [s@pto.co.jp](mailto:s@pto.co.jp)



ファクティスは環境マネジメントシステム ISO14001の認証取得工場です

## ■ 協会日誌

2009.7~2009.12

## 7月

7月~8月 平成21年度宇都宮メディア・アーツ専門学校インターンシップ実習生

12名受入れ

\* 7月上旬~8月末まで (12設計事務所5日間受入れ)

- 2・基本法部会開催 日事連会議室で開催 (佐々木宏幸常務理事出席)
- 3・第117回関東甲信越ブロック協議会開催 箱根湯本で開催  
(本澤宗夫会長・満川元久副会長・佐治則昭副会長・佐々木宏幸常務・鈴木事務局長以上5名出席)
- 6・広報・渉外委員会開催 協会会議室で開催
- 7・常務理事会開催 協会会議室で開催
- ・第1回業務報酬専門委員会開催 東京会会議室で開催 (佐々木宏幸常務理事出席)
- ・業務運営委員会開催 協会会議室で開催
- 9・耐震診断事前審査会開催 協会会議室で開催
- 10・平成21年建設事業関係功労者等国土交通大臣表彰式 国土交通省 共用大会議室  
(佐治則昭副会長受章)
- ・総務・企画委員会開催 協会会議室で開催
- 14・平成21年度官公需確保対策地方推進協議会開催 栃木県庁本館6階大会議室 (鈴木事務局長出席)
- ・基本法部会開催 日事連会議室で開催 (佐々木宏幸常務理事出席)
- 15~17・第45回建設展開催 マロニエプラザ 入場者数 4,000名  
(業務運営委員会)
- 17・栃木県建設事業関係功労者知事表彰受賞式 栃木県公館大会議室 (佐々木宏幸常務理事受章)
- 21・耐震診断判定会開催 協会会議室で開催
- ・栃木県建設産業団体連合会、栃木県建設業協会合同正・副会長会議開催 栃木県建設産業会館会議室で開催 (本澤宗夫会長出席)
- 22・平成21年度第2回新商品・新技術研修会開催 I N A X ショールームで開催  
参加者41名 (教育・情報委員会)
- ・栃木県管工事業協同組合連合会第10回通常総会開催 ホテル東日本宇都宮で開催 (本澤宗夫会長出席)
- 23・平成21年度栃木県央高等産業技術学校運営協議会開催 県央技術学校で開催 (横松宏明監事出席)
- 24・常務理事会 (13:00~)・定例理事会 (15:00~) 開催 協会会議室で開催
- ・広報・渉外委員会開催 協会会議室で開催
- 27・建築設計制度等対応特別委員会開催 日事連会議室で開催 (佐々木宏幸常務理事出席)
- 29・関東甲信越ブロック協議会臨時会長会議開催 日事連会議室で開催 (本澤宗夫会長出席)
- 30・基本法部会開催 日事連会議室で開催 (佐々木宏幸常務理事出席)

## 8月

8月~9月 平成21年度小山工業高等専門学校インターンシップ実習生17名受入れ

\* 8月上旬~9月末まで (15設計事務所5日間受入れ)

- 1・とちぎ木づかいプランナー協会設立総会開催 ホテルニューイタヤ会議室で開催  
(佐治則昭副会長出席)
- 3・耐震診断事前審査会開催 協会会議室で開催
- 4・第2回業務報酬専門委員会開催 東京会会議室で開催 (佐々木宏幸常務理事出席)
- 6・栃木県建築設計サポートセンター会議開催 協会会議室で開催
- 7・耐震診断判定会開催 協会会議室で開催
- ・基本法部会開催 日事連会議室で開催 (佐々木宏幸常務理事出席)

- 8・常務理事会開催協会会議室で開催
- 17・栃木県建設産業団体連合会事務局長会議開催 栃木県建設産業会館会議室で開催 (鈴木事務局長出席)
- 18・業務運営委員会開催 協会会議室で開催
- ・2級建築士設計製図受験準備講習会打合せ会議開催 協会会議室で開催 (永井守理事・田村英雄出席)
- 20・耐震診断判定会開催 協会会議室で開催
- 21・基本法部会開催 日事連会議室で開催 (佐々木宏幸常務理事出席)
- ・経営委員会開催 協会会議室で開催
- 25・耐震診断判定会開催 協会会議室で開催
- ・公共建築設計懇談会開催 日事連会議室で開催 (佐々木宏幸常務理事出席)
- 26・建築士定期講習会開催 パルティとちぎ男女共同参画センターで開催  
(参加者24名)
- 27・日事連総務・財務委員会開催 日事連会議室で開催 (本澤宗夫会長出席)
- ・総務・企画委員会会議開催 協会会議室で開催
- 28・日事連定例理事会開催 日事連会議室で開催 (本澤宗夫会長出席)
- 29～30・2級建築士設計製図試験講習会開催 協会会議室で開催 (社団法人栃木県建築士会との共催)
- 31・建築の質の向上に関するコンソーシアム会議開催 日本建築学会会議室で開催 (佐々木宏幸常務理事出席)

## 9月

9月～10月 平成21年度宇都宮大学インターンシップ実習生10名受入れ

\* 8月上旬～9月末まで (1設計事務所2週間受入れ)

- 2・第118回関東甲信越ブロック協議会開催 日事連会議室で開催  
(本澤宗夫会長・佐々木宏幸常務・鈴木事務局長以上3名出席)
- ・とちぎの元気な森づくり県民会議(第2回木づかい推進部会)開催  
(夏日公彦会計理事出席)
- 3・耐震診断事前審査会開催 協会会議室で開催
- ・基本法部会開催 日事連会議室で開催 (佐々木宏幸常務理事出席)
- 5～6・2級建築士設計製図試験講習会開催 協会会議室で開催
- ・(時を漕ぐ舟)に係る第14回本郷新賞受賞表彰式開催 札幌美術館で開催  
(本澤宗夫会長・鈴木事務局長出席)
- 7・栃木県建築設計サポートセンター会議開催 協会会議室で開催
- 8・耐震診断判定会開催 協会会議室で開催
- 11・教育・情報委員会開催 協会会議室で開催
- ・建築相談会開催 協会会議室で開催 (当番理事)
- 15・管理建築士資格取得講習会開催 パルティとちぎ男女共同参画センターで開催  
(参加者71名)
- 16・日事連定例理事会開催 日事連会議室で開催 (本澤宗夫会長出席)
- ・業務運営委員会開催 協会会議室で開催
- 17・常務理事会(13:00～)・定例理事会(15:00～) 開催協会会議室で開催
- ・広報・渉外委員会開催 協会会議室で開催
- ・栃木県設備業協会との意見交換会開催 ホテルニューイタヤ会議室で開催  
(本澤宗夫会長外執行役員計9名出席)
- 24・基本法部会開催 日事連会議室で開催 (佐々木宏幸常務理事出席)
- 25・耐震診断事前審査会開催 協会会議室で開催
- 28・耐震診断判定会開催 協会会議室で開催

## 10月

- |   |   |
|---|---|
| 1・業務報酬基準・工事監理ガイドライン講習会開催<br>・基本法部会開催  | とちぎ福祉プラザ会議室で開催<br>日事連会議室で開催 (佐々木宏幸常務理事出席)                                       |
| 2・広報・渉外委員会開催  | 協会会議室で開催  |
| 5・教育・情報委員会開催  | 協会会議室で開催  |
| 6・常務理事会開催<br>・基本法部会開催   | 協会会議室で開催<br>日事連会議室で開催 (佐々木宏幸常務理事出席)   |
| 8・栃木県建築設計サポートセンター会議開催   | 協会会議室で開催  |
| 9～11・第34回日本建築士事務所協会全国大会開催   | 愛媛県松山市で開催 (本澤宗夫会長外34名参加)  |
| 14・耐震診断事前審査会開催  | 協会会議室で開催  |
| 15・耐震診断事前審査会開催  | 協会会議室で開催  |
| 16～18・平成21年度建築士事務所キャンペーン (建築無料相談)   |   |
| 19・耐震診断判定会開催<br>・基本法部会開催  | とちぎ住宅フェア2009実施・マロニエプラザにて開催<br>協会会議室で開催<br>日事連会議室で開催 (佐々木宏幸常務理事出席)               |
| 20・平成21年度栃木県震災建築物応急危険度判定模擬訓練実施<br><br>・告示第15号検証委員会開催<br>・栃木県建設産業団体連合会事務局長会議開催 | 日光市日光公民館で開催 (12名参加)<br>普及センター会議室で開催 (佐々木宏幸常務理事出席)<br>栃木県建設産業会館会議室で開催 (鈴木事務局長出席) |
| 23・四会連合協定講師講習会開催  | 東京都TKP東京駅ビジネスセンターで開催<br>(佐々木宏幸常務理事・小林 基・山崎良知理事3名参加)                             |
| 27・管理建築士資格取得講習会開催   | パルティとちぎ男女共同参画センターで開催<br>(参加者43名)  |
| 28・日事連臨時会議開催  | 日事連会議室で開催 (本澤宗夫会長出席)  |
| 29・常務理事会 (13:00～)・定例理事会 (15:00～) 開催<br>・建築の質の向上に関するコンソーシアム会議                  | 協会会議室で開催<br>開催日本建築学会会議室で開催<br>(佐々木宏幸常務理事出席)                                     |
| 30・日事連関係国交省との会議開催   | 東京都国交省で開催 (本澤宗夫会長出席)  |

## 11月

- |  |   |
|--|---|
| 4・第24回業務報酬基準ワーキンググループ会議開催<br>(佐々木宏幸常務理事出席)                           | 日事連会議室で開催                                 |
| 5・耐震診断判定会開催  | 協会会議室で開催                                  |
| 9～13・平成21年度宇都宮工業高等学校インターンシップ実習生5名受入れ<br>(5設計事務所5日間受入れ)               |   |
| 9・栃木県建設産業団体連合会平成21年度栃木県建設雇用改善推進大会開催<br><br>・夏目公彦会計理事・鈴木事務局長以上 (5名出席) | ホテル東日本宇都宮で開催<br>(本澤宗夫会長・三柴富男副会長・安藤寛樹会計理事) |
| 10・建築士定期講習会開催  | パルティとちぎ男女共同参画センターで開催<br>(参加者32名)          |
| 11・総務・企画委員会会議開催協会  | 会議室で開催                                    |
| 13・日事連監査会開催<br>・教育・情報委員会開催   | 日事連会議室で開催 (本澤宗夫会長出席)<br>協会会議室で開催          |

- 16・耐震診断事前審査開催 協会会議室で開催
- 17・日事連定例理事会開催 日事連会議室で開催 (本澤宗夫会長出席)
- ・広報・渉外委員会開催 協会会議室で開催
- 18・栃木県建築設計サポートセンター会議開催 協会会議室で開催
- ・第21回栃木県マロニエ建築・景観賞受賞表彰式開催 栃木県庁東館4階講堂で開催 (三柴富男副会長出席)
- 19・耐震診断判定会開催 協会会議室で開催
- 24・第119回関東甲信越ブロック協議会開催 日事連会議室で開催  
(満川元久副会長・佐々木宏幸常務・安藤寛樹会計理事・鈴木事務局長以上4名出席)
- 25・常務理事会(13:00～)・定例理事会(15:00～)開催 協会会議室で開催
- ・広報・渉外委員会開催 協会会議室で開催
- 26・耐震診断判定会開催 協会会議室で開催
- ・業務運営委員会開催 協会会議室で開催
- 28・耐震診断事前審査開催協会会議室で開催
- 30・日事連常任理事会会議開催 日事連会議室で開催 (本澤宗夫会長出席)
- ・平成21年度宇都宮電設会忘年会開催 宇都宮東武グラндеで開催 (満川元久副会長出席)

## 12月

- 1・日事連常任理事会 八重洲富士屋ホテルで開催 (本澤宗夫会長)
- ・第107回日事連全国会長会議 八重洲富士屋ホテルで開催 (本澤宗夫会長)
- ・日事連政経研究会「第13回建築士事務所政経フォーラム」開催 八重洲富士屋ホテル  
(本澤宗夫会長・鈴木事務局長以上2名出席)
- 2・教育・情報委員会開催 協会会議室で開催
- 3・耐震診断判定会開催 協会会議室で開催
- 7・木造住宅の耐震診断と補強方法講習会開催 アピアで開催(130名参加)
- 11・耐震診断事前審査会開催 協会会議室で開催
- ・教育・情報委員会開催 協会会議室で開催
- ・建築相談会開催 協会会議室で開催 (当番理事)
- 13・「天皇陛下御即位20年奉祝栃木県民の集い」開催 栃木県総合文化センターで開催 (本澤宗夫会長出席)
- 14・栃木県建築設計サポートセンター会議開催 協会会議室で開催
- 15・四会連合協定講習会開催 パルティとちぎ男女参画センターで開催 参加者45名
- ・経営委員会開催 協会会議室で開催
- 16・耐震診断判定会開催 協会会議室で開催
- 17・第4回栃木県確認円滑化対策連絡協議会開催 ニューみくら会議室で開催  
(本澤宗夫会長・佐治則昭副会長出席)
- 21・耐震診断事前審査会開催 協会会議室で開催
- 22・常務理事会(13:30～)・定例理事会(15:00～)開催 協会会議室で開催
- 25・耐震診断判定会開催 協会会議室で開催

## ■ 建賠保険等調査専門委員会が始動

有限会社 日事連サービス

専務取締役 中川 孝昭

### 検討への端緒

“Argus-eye” 本年6月号「賠償責任保険ショート・ショート」第39回の中でもご紹介しましたが、平成21年4月21日に建賠保険等調査専門委員会の第1回の会議が開かれました。この委員会は日事連の業務・技術委員会担当である八島副会長（福岡会）を委員長として、8名で組織されました。その活動がいよいよ開始されたのです。委員、オブザーバーそして事務局が、“Yahoo”のメールリンクに登録され、お互い日常的に活発な意見交換が行われるよう、工夫も施されています。

その設置目的は、「日事連構成員事務所に対し、建賠保険（日事連・建築士事務所賠償責任保険）への加入の普及を図るため、有限会社日事連サービスの業務内容等について定期的に報告を求める等、有限会社日事連サービスとの連携を図る他、建賠保険制度内容の改善等について検討を行い、その推進を図ること」とされており、このほかに私が密かに願っていることがあります。委員の中から一人でも二人でも、日事連・建築士事務所賠償責任保険に興味を抱いていただく方が現れることです。将来、その道のエキスパートとなって、ご加入者の視点から、この保険に関してのレポートや、講演をしていただけることを期待しているのです。7月22日には、第2回の委員会が開かれました。会議に先立って、八島委員長により、次のような課題設定がされ、各委員に対して情報を収集依頼のメールが発信されていました。

1. 設計ミスがあったにもかかわらず、保険が支払われなかった事例
2. 設計ミスで、追加工事が発生し、追加費用を請求された事例
3. このような場合には保険は出るのだろうか
4. このような場合に保険が出ると良いと思われる設計ミスが原因で生じた責任問題の、色々な事例を幅広く収集し、建賠保険の検討への端緒としたいという意向です。それを受けて、14の事例が組上に挙がり、

検討が加えられました。当日は、熱心な討議が行われ、予定の時刻を少しオーバーしたほどです。保険を如何に魅力的なものにするのか、その答えを導き出すためのヒントを、提供してくれたことは間違いありません。東京海上日動の担当社員と共に、私は今後もオブザーバーとして、この会議に出席してゆく予定です。

### 損害率58.3%

ところで、保険の現状はといいますと、2000～2008年までの、9年間における損害率（＝支払い保険金÷保険料）が58.3%であるとのこと。第2回の委員会において東京海上日動より報告されました。残念ながら、これは自動車保険並みの損害率です。そして、賠償責任保険というからには、その時効が20年である不法行為責任への対応も求められます。理論上は20年刻みで損害率を検証しなければ、実態を把握できないということになります。また、保険会社が保険商品を開発するに当たって、いわゆるブレイク・イブニング・ポイントとして、その損害率を60%に設定するという事実があります。現時点で、そのソロバン勘定は、既に、限界に近づいているという由々しき状態なのです。「エッ40%も儲かるの？」と驚かれるかもしれませんが、その内訳は、日事連に5%（内2%は会員ご加入分として、毎年一度地元栃木会さんに精算されています。）日事連サービス15%弱・保険会社15%・のりしろ5%です。商品を改善する以前に、まずは損害率を改善し、保険制度を安定的に維持することが求められるわけです。

事故の多発の背景ですが、長期低迷する経済情勢や賠償観念の高揚というコントロール不能の要因があります。しかし、余りにも稚拙な業務上のミスに起因する事故も少なくありません。個々の建築士の知識・技術の向上という根源的な問題と相俟って、事務所開設要件の厳格化が必要であると考えられます。つい最近の事故なのですが、事務所開設と同時に保険にご加入いただいたのは良かったのですが、半年後には事故報

告という極端な事例もあるのです。

また、建築士の業務責任の及ぶ範囲が不明確であり、そのために事故に巻き込まれてしまうケースも多々見受けられます。明らかに「不可抗力」による事故までもが、責任範囲として取り上げられ、責任を負わされてしまうことすらあるのです。契約上の責任範囲の明確化が求められます。

これらの問題は、保険とは全く次元の異なる、業界のあり方そのものにメスを入れる話です。私の守備範囲外ではありますが、最近「建築知識」が、時々問題提起の機会を与えてくれます。一昨年1月号で「地震は何故免責なのか」そして昨年11月号では「地盤」にまつわる特集記事の中で、2ページを割いてくれました。また「建築ジャーナル」の昨年9月号は、建賠保険のあり方についての、私の主張を特集号として紹介してくれています。マスコミの建賠保険への関心が高まっている証拠です。

#### 魅力ある保険作り

一方で、建賠保険加入促進のネックは、前記経済情勢下における経費負担増という問題のほかに、本保険商品そのものに対する不評があります。一番の問題点は、設計業務の対象となった建築物そのものに、「滅失・き損」つまり物理的な損壊の発生することが、事故認定の基本的条件となっていることです。しかも、事

故相談の約1/3がこの前提条件をクリアできずに、保険金支払いの対象外として処理されている実態があります。上記専門委員会でも、常に、話題に上ります。

一方では保険料の水準が現在の10倍になったとしてもよいから、もっとよい内容にして欲しいという声もよく耳にするところです。保険会社にとって、この声に回答を出すことは、生易しいものではないことは推測されます。10倍の保険料をベースとするならば、この「滅失・き損」問題について、どの程度までの補償内容の拡大が実現可能なのか、保険会社には早急に検討してもらい必要があると思います。従来の保険をスタンダード・タイプとして維持した上で、ブランド商品として位置付けることも可能なのではないかと考えます。「役に立たない」という、悪評を払拭するための施策としては、少なくとも一つの回答となるはずですが、今後の委員会の中で、こうした問題が取り上げられ、魅力ある保険作りが進められます。どうぞ、ご期待下さい。

ところで、みなさんは自賠責保険をご存知のほうです。正確には自動車損害賠償責任保険。被害者を救済するための賠償責任保険で、強制加入です。日事連・建築士事務所賠償責任保険。これも、実は、結果的に「消費者保護」のための保険なのです。ですから、建賠保険に背を向けることは、「消費者保護」に背を向けることになると言えるのです。

## 広告掲載のお願い

協会では会報に掲載する  
広告を募集しています。  
掲載料は下記のとおりです。

### 会報広告掲載料

A4版 1P (178×239) = 50,000円

// 1/2P (178×116) = 30,000円

// 1/4P (178× 57) = 20,000円

#### 編集後記

新年おめでとうございます。昨年にまして皆様にとりまして、良い年でありますよう。還暦を過ぎ、次は、地域のボランティアになりそうです。  
(内田)

今年は特段に寒い冬です。特に日光は。  
(中村)

ビフォーアフターでガンバリまちゅ。  
(酒井)

表紙のデザイン変更は如何でしょうか。  
(大高)

今回は裏方に徹しました。  
次回頑張ります。  
(大武)

同上。  
アフターファイブでガンバリます。  
(横松)



発行所

社団法人 栃木県建築士事務所協会

会長 本澤宗夫

〒320-0032 宇都宮市昭和2丁目5番地26号

TEL 028(621)3954

FAX 028(627)2364

<http://www.tkjk.or.jp/>

[info@tkjk.or.jp](mailto:info@tkjk.or.jp)